四半期報告書

(第44期第2四半期)

SCSK株式会社

(旧会社名 住商情報システム株式会社)

四半期報告書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期 レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に 綴じ込んでおります。

目 次

, and the second se	
	【表紙】 …
]	第一部
况】	第1
経営指標等の推移】2	1
内容】	2
况】	第 2
のリスク】4	1
の重要な契約等】4	2
態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】4	3
の状況】7	第3
の状況】7	1
状況】 21	2
况】22	第4
連結財務諸表】23	1
]33	2
の保証会社等の情報】34	第一部

四半期レビュー報告書

確認書

頁

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年11月11日

【四半期会計期間】 第44期第2四半期(自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)

【会社名】 SCSK株式会社

(旧会社名 住商情報システム株式会社)

【英訳名】 SCSK Corporation

(旧英訳名 Sumisho Computer Systems Corporation)

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中 井 戸 信 英

【本店の所在の場所】 東京都中央区晴海1丁目8番12号

【電話番号】 03-5166-2500

【事務連絡者氏名】 経理第一部長 松 田 康 明

【最寄りの連絡場所】 東京都江東区豊洲3丁目2番20号

【電話番号】 03-5166-2500

【事務連絡者氏名】 経理第一部長 松 田 康 明

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注)当社(旧住商情報システム株式会社)は、平成23年10月1日を合併期日として株式会社CSKと合併し、会社名を「SCSK株式会社」、英訳名を「SCSK Corporation」に変更しております。

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		j	第43期 第2四半期 連結累計期間		第44期 第 2 四半期 連結累計期間		第43期
会計期間			平成22年4月1日 平成22年9月30日	自至	平成23年4月1日 平成23年9月30日	自至	平成22年4月1日 平成23年3月31日
売上高	(百万円)		62, 618		59, 609		132, 840
経常利益	(百万円)		2, 587		5, 132		7, 343
四半期(当期)純利益	(百万円)		1, 541		3, 134		3, 803
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)		1, 358		2, 245		3, 432
純資産額	(百万円)		93, 265		96, 022		94, 568
総資産額	(百万円)		118, 011		120, 459		121, 284
1株当たり四半期(当期) 純利益	(円)		30. 85		62. 73		76. 13
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)		30. 80		62. 60		75. 98
自己資本比率	(%)		78. 7		79.4		77. 6
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)		5, 022		7, 638		7, 080
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)		△3, 744		△6, 331		△4, 815
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)		△1, 182		△1, 252		△2, 426
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)		26, 235		25, 935		25, 892

回次		第43期 第 2 四半期 連結会計期間		第44期 第 2 四半期 連結会計期間
会計期間	自至	平成22年7月1日 平成22年9月30日	自至	平成23年7月1日 平成23年9月30日
1株当たり四半期純利益 (円)		12. 36		32. 30

⁽注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

² 売上高には、消費税等は含まれておりません。

³ 第43期第2四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」 (企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありませんが、流通・製造ソリューション事業において、主にソフトウェア開発を行っておりますCurl, Incorporated(連結子会社)は、平成23年8月31日より清算手続を開始いたしました。

なお、第1四半期連結会計期間より、報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等) セグメント情報」の「2.報告セグメントの変更等に関する事項」をご参照ください。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度 の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

なお、平成23年6月28日開催の定時株主総会において承認されました株式会社CSKとの合併について、平成23年10月1日付にて合併いたしました。

合併の詳細につきましては、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表」の重要な後発事象に記載のとおりであります。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1)業績の状況

当第2四半期連結累計期間における日本経済は、景気回復の傾向を示しました。東日本大震災直後においては経済活動が大きく落ち込んだものの、特に6月以降においては、震災からの復興需要に加え、企業の生産活動及び輸出の回復や、個人消費の底打ちなど、景気持ち直しの動きが続いております。

しかしながら、その一方、日本経済の先行きについては、欧米諸国における財政・債務問題等に起因する円高の影響あるいは海外景気の下振れ懸念等を背景に、不透明感が以前より強まる状況にあります。

当業界を取り巻く事業環境としては、東日本大震災からの復興が進み、企業が生産活動の遅れを急速に取り戻す動きを強める中、顧客企業のIT投資意欲は堅調に推移いたしました。加えて、震災を受けてBCP(事業継続計画)・ディザスターリカバリー(災害復旧)対策の観点からのクラウド関連ITサービスあるいはデータセンター利用への関心が大きく高まっております。案件の引き合い状況をみても、6月以降は昨年度に比べて堅調に推移いたしました。

一方、現時点では、欧米諸国の景気減速や急速な円高、さらには、タイにおける自然災害等の企業業績への影響が、輸出産業を中心として、企業のIT投資の将来的な抑制につながるリスクも無視できない状況になりつつあります。

こうした状況下、当第2四半期連結累計期間の売上高は、システム販売の大型案件の一部が下期にずれ込んだこと、また、製造業及び流通業向け等のソフト開発売上は増加したものの、通信・運輸業向け売上が減少したこと等により、前年同期比4.8%減の59,609百万円となりました。営業利益は、減収による影響はあったものの、システム販売事業の収益性の向上等もあり、概ね期初計画通りの前年同期比9.7%減の2,222百万円となりました。また、経常利益及び四半期純利益は、投資事業組合への投資に対する運用益の計上等もあり、各々期初計画を上回る前年同期比98.4%増の5,132百万円及び同103.4%増の3,134百万円となりました。

セグメントの状況は以下のとおりであります。

流通・製造ソリューション事業

当該セグメントに含まれる通信・運輸業向け等の売上が減少したものの、製造業・流通業向け等の売上が増加したことにより、売上高は前年同期比5.1%増の17,887百万円、セグメント利益は前年同期比1.2%増の559百万円となりました。

金融・ERPソリューション事業

金融ソリューションについては、信販・リース業向けの、また、ERPソリューションについては、サービス業向けの、前期の大型案件の反動減により売上が減少し、セグメント全体の売上高は前年同期比11.7%減の9,457百万円、セグメント損失は174百万円(前年同期はセグメント損失100百万円)となりました。

グローバルソリューション事業

製造業向け等の売上は増加したものの、流通業向け等の売上が減少したことにより、売上高は前年同期比5.5%減の7,596百万円、セグメント利益は前年同期比1.3%減の903百万円となりました。

プラットフォームソリューション事業

通信業向け及びサービス業、学術・官公庁向け等の売上の減少により、売上高は、前年同期比7.4%減の23,909百万円、セグメント利益は前年同期比25.9%減の1,067百万円となりました。

その他

売上高は、前年同期比13.8%増の3,601百万円、セグメント利益は101百万円(前年同期はセグメント損失82百万円)となりました。

なお、第1四半期連結会計期間より、報告セグメントとして記載する事業セグメントを変更しており、当第2四半期連結累計期間の分析・比較は、変更の影響を含めております。

(2)キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べ43百万円増加し、25,935百万円となりました。各キャッシュ・フローの増減状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、前連結会計年度末より増加した資金は7,638百万円となり、前年同四半期より2,616百万円増加しました。

主な増加要因は、税金等調整前四半期純利益5,036百万円、減価償却費1,765百万円、売上債権の減少による資金の増加7,725百万円によるものであります。主な減少要因は、仕入債務の減少による資金の減少2,686百万円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、前連結会計年度末より減少した資金は6,331百万円となり、前年同四半期より 2,586百万円減少しました。

主な増加要因は、投資事業組合出資金の払戻による収入5,328百万円であります。主な減少要因は、 有形固定資産の取得766百万円、ソフトウェア等の無形固定資産の取得852百万円、投資有価証券の取 得10,232百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、前連結会計年度末より減少した資金は1,252百万円となり、前年同四半期より69百万円減少しました。

主な減少要因は、平成23年3月期期末配当金(1株当たり16円)の支払803百万円によるものであります。

(3)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間の研究開発費の総額は163百万円であります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

- (1) 【株式の総数等】
 - ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	200, 000, 000
計	200, 000, 000

(注) 平成23年6月28日開催の株主総会において、株式会社CSKとの合併に伴う平成23年10月1日付定款変更の承認決議がなされ、発行可能種類株式総数は30,000株(内訳: A種優先株式15,000株・B種優先株式15,000株)増加し、200,030,000株となっております。上記のように、当社の発行可能種類株式総数の合計は200,030,000株でありますが、当社定款では発行可能株式総数は200,000,000株と定めております。なお、発行可能種類株式総数の合計と発行可能株式総数との一致については、会社法上要求されておりませ

② 【発行済株式】

 λ_{\circ}

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成23年11月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	54, 291, 447	107, 986, 403	東京証券取引所 市場第一部	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 単元株式数は100株であります。
A種優先株式 (注) 2	_	15, 000		単元株式数は1株でありま す。 (注)3、4、5、6、7
B種優先株式 (注) 2	_	15, 000		単元株式数は1株でありま す。 (注)3、4、5、6、8
計	54, 291, 447	108, 016, 403	_	_

- (注) 1 提出日現在の発行数には、平成23年11月1日からこの四半期報告書提出日までの優先株式に係る取得請求権 の行使による株式数の増減、及び新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。
 - 2 各種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。
 - 3 各種優先株式は、当社普通株式の株価の下落により、転換価額が修正され、取得と引換えに交付する普通株式の数が増加します。行使価額等の修正基準及び修正頻度、行使価額等の下限、当社取締役会の決議で金銭又は普通株式を対価として当該優先株式の全部又は一部を取得することができる権利について、それぞれ(注)7、8のとおり定款で定めております。なお、割当株式数の上限についての定めはありません。
 - 4 各種優先株式について、当該優先株式に付された各種権利の行使及び当社株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めはありません。
 - 5 各種優先株式については、株主総会における議決権を有しておりません。なお、各種優先株式の単元株式数 については、これら株式が非上場株式であること等に鑑み、定款において1株と定めております。
 - 6 各種優先株式について、会社法第322条第2項に関する定款の定めはありません。

7 A種優先株式について定款で次のとおり定めております。

1. 優先配当金

(1) A種優先配当金

a. A種優先配当金の配当

当会社は、2012年4月1日以降、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当をするときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき、本項第b.号に定める金額(以下「A種優先配当金額」という。)の金銭による剰余金の配当(以下「A種優先配当」という。)を行う。ただし、当該事業年度において、第2項に従ってA種優先中間配当(第2項において定義される。)を行った場合には、当該A種優先中間配当の金額を控除した額をA種優先配当金額とする。また、ある事業年度につき、A種優先配当金額とA種優先中間配当の金額の合計額は100,000円(ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)を上限とし、当該金額を超えて剰余金の配当を行わない。

当会社は、上記に定めるA種優先配当以外には、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、 剰余金の配当を行わない。

b. A種優先配当金の金額

A種優先配当金額は、A種優先株式の1株当たりの払込金額(1,000,000円。ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に優先配当年率(以下に定義される。)を乗じて算出した額(ただし、1円未満は切り捨て)とする。

「優先配当年率」とは、A種優先配当又はA種優先中間配当の基準日の属する事業年度の4月1日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)の日本円TIBOR(6カ月物)(以下に定義される。)+1.0%の利率をいう。優先配当年率は%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「日本円TIBOR(6カ月物)」とは、午前11時における日本円6カ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR(6カ月物))として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR(6カ月物)が公表されない場合には、同日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーンページに表示されるユーロ円6カ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR(6カ月物))として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを用いる。

(2)累積条項

ある事業年度において、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の金額の合計額がA種優先配当金額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額(以下「累積未払A種優先配当金額」という。)については、当該翌事業年度以降、その事業年度のA種優先配当及び普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して配当する。

(3) 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金額及び累積未払A種優先配当金額(もしあれば)の合計額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

2. 優先中間配当金

当会社は、2012年4月1日以降、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式の払込金額(1,000,000円。ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に優先配当年率の2分の1を乗じて算出した金額(ただし、1円未満は切り捨て。)の金銭による剰余金の配当(以下「A種優先中間配当」という。)を行う。

3. 残余財産の分配

- (1) 当会社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株当たりの残余財産分配価額として、1,000,000円(ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に、残余財産の分配時点における累積未払A種優先配当金額(もしあれば)の合計額を加えた金額を支払う。A種優先株式と同順位の他の優先株式その他の証券(以下「同順位証券」という。)が単一又は複数存在し、A種優先株式及び同順位証券の保有者の有する残余財産分配請求権の額の合計額が当会社の残余財産の額を超える場合には、A種優先株式及び同順位証券の保有者に対して支払われる残余財産の分配価額は、その株数及びその払込金額に応じた比例按分の方法により決定する。
- (2) A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

4. 優先順位

- (1) A種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、B種優先株式と同順位とする。
- (2) A種優先株式の残余財産の分配順位は、B種優先株式と同順位とする。

5 議決権

A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

- 6. 優先株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等
 - (1) 当会社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。
 - (2) 当会社は、A種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

7. 金銭を対価とする取得請求権

(1)取得請求権の内容

A種優先株主は、当会社に対し、2016年3月1日以降いつでも、当会社に対してA種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求(以下「金銭対価取得請求」という。)することができる。当会社は、かかる請求がなされた場合には、当該金銭対価取得請求が効力を生じた日(以下「金銭対価取得請求日」という。)における取得上限額(本7項第(2)号において定義される。)を限度として法令上可能な範囲で、当該金銭対価取得請求日に、A種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに、金銭の交付を行うものとする。この場合において、取得上限額を超えて金銭対価取得請求がなされた場合には、当会社が取得すべきA種優先株式は金銭対価取得請求がなされた株数に応じた比例按分の方法により決定する。

(2)取得価額

金銭対価取得請求が行われた場合におけるA種優先株式1株当たりの取得価額は、1,000,000円(ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に、当該金銭対価取得請求日における累積未払A種優先配当金額(もしあれば)の合計額、及び当該金銭対価取得請求日が属する事業年度末日を基準日とするA種優先配当に係るA種優先配当金額に当該事業年度に属する4月1日(同日を含む。)から当該金銭対価取得請求日(同日を含む。)までの日数を乗じ365で除して算出した額(1円未満は四捨五入。)を加えた金額とする。

「取得上限額」は、金銭対価取得請求がなされた事業年度の直前の事業年度末日(以下「分配可能額計算日」という。)における分配可能額(会社法第461条第2項に定めるものをいう。以下同じ。)を基準とし、当該分配可能額が150億円を超えている場合において、当該分配可能額より150億円を控除した金額から、分配可能額計算日の翌日以降当該金銭対価取得請求日(同日を含まない。)までの間において、(1)当会社株式に対してなされた剰余金の配当、並びに(2)本7項若しくは第8項又はB種優先株式の発行要項に基づいて金銭を対価として取得された、若しくは取得することを当会社取締役会において決議されたA種優先株式及びB種優先株式の取得価額の合計を減じた額とする。ただし、取得上限額がマイナスの場合は0円とする。

(3) 金銭対価取得請求の競合

本7項に基づくA種優先株式の取得並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式及びB種優先株式の取得に必要な金額の合計が、当該日における取得上限額を超える場合、当会社が取得すべき株式は、取得と引換えに金銭を交付することとなる各種優先株式の取得に必要な金額に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得がなされるものとする。

8. 金銭を対価とする取得条項

(1)取得条項の内容

当会社は、2012年4月1日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日(以下「金銭対価強制取得日」という。)の到来をもって、当会社がA種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、当該金銭対価強制取得日における分配可能額を限度として、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して金銭を交付することができる(以下「金銭対価強制取得」という。)。なお、一部取得を行う場合において取得するA種優先株式は、抽選、比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

(2)取得価額

金銭対価強制取得が行われる場合におけるA種優先株式1株当たりの取得価額は、1,000,000円(ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に、当該金銭対価強制取得日が属する事業年度の末日を基準日とするA種優先配当に係るA種優先配当金額に当該事業年度に属する4月1日(同日を含む。)から当該金銭対価強制取得日(同日を含む。)までの日数を乗じ365で除して算出した額(1円未満は四捨五入。)及び当該金銭対価強制取得日における累積未払A種優先配当金額(もしあれば)の合計額を加えた金額とする。

9. 普通株式を対価とする取得請求権

(1)取得請求権の内容

A種優先株主は、2017年3月1日から2027年9月30日までの期間中、本9項第(3)号に定める条件で、当会社がA種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに当会社の普通株式を交付することを請求することができる(以下「株式対価取得請求」という。)。

(2)株式対価取得請求の制限

前号にかかわらず、株式対価取得請求の日(以下「株式対価取得請求日」という。)において、剰余授権株式数(以下に定義される。)が請求対象普通株式総数(以下に定義される。)を下回る場合には、(i)A種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行ったA種優先株式の数に、(ii)剰余授権株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)のA種優先株式についてのみ、当該A種優先株主の株式対価取得請求に基づくA種優先株式の取得の効力が生じるものとし、取得の効力が生じるA種優先株式以外の株式対価取得請求に係るA種優先株式については、株式対価取得請求がなされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得するA種優先株式は、抽選、株式対価取得請求がなされたA種優先株式の数に応じた比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。また、株式対価取得請求に係るA種優先株式を当会社が取得と同時に消却する場合、かかる消却による発行済株式総数の減少を考慮して、取得の効力が生じるA種優先株式の数を決する。

「剰余授権株式数」とは、(i)当該株式対価取得請求日における定款に定める当会社の発行可能株式総数より、(ii)①当該株式対価取得請求日における発行済株式の総数(自己株式を除く。)、及び②当該株式対価取得請求日に発行されている新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。ただし、当該株式対価取得請求日において行使することができる期間の初日が到来していないものを除く。)の全てが行使されたものとみなした場合に発行されるべき株式の数の合計数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、A種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行ったA種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を、当該株式対価取得請求日における下記9項第(3)号に定める転換価額で除して算出される数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)の総数をいう。

(3)株式対価取得請求により交付する普通株式数の算定方法

上記9項第(1)号の株式対価取得請求に基づき当会社がA種優先株式の取得と引換えにA種優先株主に対し交付すべき当会社の普通株式数は、当該A種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を、本号に定める転換価額で除して算出される数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)とする。なお、A種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従い現金を交付する。

a. 当初転換価額

当初の転換価額は、当会社と株式会社CSKの間で平成23年2月24日に締結された合併契約に基づく合併の効力発生日の直前に有効な株式会社CSK発行にかかるA種優先株式の転換価額の転換価額を0.24で除したことにより算出される値に相当する額(ただし、当該値の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。)とする。

b. 転換価額の修正

転換価額は、2018年3月1日から2027年9月30日までの期間中、毎年3月1日に、当該日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の各取引日の売買高加重平均価格(以下「VWAP価格」という。)として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格(ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWAP価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。)に相当する金額(以下「修正後転換価額」という。)に修正される。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の300%に相当する金額(以下「上限転換価額」という。ただし、下記 c. に定める転換価額の調整が行われた場合には上限転換価額にも必要な調整が行われる。)を上回る場合には、上限転換価額をもって修正後転換価額とし、修正後転換価額が当初転換価額の45%に相当する金額(以下「下限転換価額」という。ただし、下記 c. に定める転換価額の調整が行われた場合には下限転換価額にも必要な調整が行われる。)を下回る場合には、下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

c. 転換価額の調整

i. 転換価額調整式

当会社は、A種優先株式の発行後、下記本号ii. に掲げる各事由により当会社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

 調整後
 調整前
 概発行株式数 + 交付株式数×1株あたりの払込金額時価

 転換価額
 ※

 既発行株式数 + 交付株式数
 既発行株式数 + 交付株式数

上記転換価額調整式において使用する「時価」は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、下記本号iii. の場合は基準日。)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

上記転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、当該基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社の普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記本号ii. 又は本号iii. に基づき交付株式数とみなされた当会社の普通株式のうち未だ交付されていない当会社の普通株式の株式数を加えた数とする。また、当会社の普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当会社の有する当会社の普通株式に割当てられる当会社の普通株式数を含まないものとする。

ii. 転換価額調整事由

転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、 次に定めるところによる。

(i)上記本号i. に定める時価を下回る払込金額をもって当会社の普通株式を交付する場合(ただし、下記本号(ii)の場合、取得と引換えに当会社の普通株式が交付される証券の取得により当会社の普通株式を交付する場合、当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)の行使により当会社の普通株式を交付する場合又は当会社が存続会社となる合併若しくは完全親会社となる株式交換により当会社の普通株式を交付する場合を除く。)。

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

(ii)当会社の普通株式の株式分割又は当会社の普通株式の無償割当てをする場合。 調整後の転換価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌日以降、無償割当ての 場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当会社の普通株式の無償 割当てについて、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場 合は、基準日の翌日以降これを適用する。 (iii)上記本号 i. に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)又は上記本号 i. に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)を発行する場合。

調整後の転換価額は、取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)又は新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)の全てが当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日)の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

(iv)普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

調整後転換価額 = 調整前転換価額 × 併合前発行済普通株式数 併合後発行済普通株式数

iii. その他の転換価額の調整

上記本号ii.の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当会社は、当会社 取締役会が判断する合理的な転換価額に調整を行う。

- (i)合併(合併により当会社が消滅する場合を除く。)、株式交換又は会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。
- (ii) その他当会社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- (iii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の 算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- iv. 転換価額による調整を行わない場合

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、かかる調整後転換価額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合の転換価額調整式において調整前転換価額とする。

v. 転換価額の調整が行われる場合には、当会社は、関連事項決定後直ちに、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の転換価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなければならない。

(4)株式対価取得請求の競合

本9項に基づくA種優先株式の株式対価取得請求日にA種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数、並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式及びB種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数の合計数が剰余授権株式数を上回る場合には、取得と引換えに当会社の発行が予定されている普通株式の株数に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

10. 普通株式を対価とする取得条項

(1)取得条項の内容

当会社は、2027年10月1日以降の日で、当会社が別途取締役会の決議で定める一定の日(以下「株式対価強制取得日」という。)に、交付する当会社の普通株式の数が当該株式対価強制取得日における剰余授権株式数を超えない限度で、当会社の普通株式を交付するのと引換えに、A種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当会社は、A種優先株式の取得と引換えに、当該A種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を、株式対価強制取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の各取引日のVWAP価格として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格(ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWAP価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。この場合、円位未満小数第2位まで算出して小数第2位を四捨五入する。)に相当する金額で除した数の当会社の普通株式を交付する。なお、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に従い現金を交付する。

(2)一部強制取得

A種優先株式の一部につき本項に基づく取得を行う場合は、按分比例、抽選その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

11. 除斥期間

当会社定款の配当金の除斥期間に関する規定は、A種優先配当及びA種優先中間配当に係る支払いについてこれを準用する。

8 B種優先株式について定款で次のとおり定めております。

1. 優先配当金

(1) B種優先配当金

a. B種優先配当金の配当

当会社は、2012年4月1日以降、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当をするときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)又はB種優先株式の登録株式質権者(以下「B種優先を登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、B種優先株式1株につき、本項第b.号に定める金額(以下「B種優先配当金額」という。)の金銭による剰余金の配当(以下「B種優先配当」という。)を行う。ただし、当該事業年度において、第2項に従ってB種優先中間配当(第2項において定義される。)を行った場合には、当該B種優先中間配当の金額を控除した額をB種優先配当金額とする。また、ある事業年度につき、B種優先配当金額とB種優先中間配当の金額の合計額は100,000円(ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)を上限とし、当該金額を超えて剰余金の配当を行わない。

当会社は、上記に定めるB種優先配当以外には、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、 剰余金の配当を行わない。

b. B種優先配当金の金額

B種優先配当金額は、B種優先株式の1株当たりの払込金額(1,000,000円。ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に優先配当年率(以下に定義される。)を乗じて算出した額(ただし、1円未満は切り捨て。)とする。

「優先配当年率」とは、B種優先配当又はB種優先中間配当の基準日の属する事業年度の4月1日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)の日本円TIBOR(6カ月物)(以下に定義される。)+1.2%の利率をいう。優先配当年率は%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「日本円TIBOR(6カ月物)」とは、午前11時における日本円6カ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR(6カ月物))として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR(6カ月物)が公表されない場合には、同日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーンページに表示されるユーロ円6カ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR(6カ月物))として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを用いる。

(2)累積条項

ある事業年度において、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の金額の合計額がB種優先配当金額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額(以下「累積未払B種優先配当金額」という。)については、当該翌事業年度以降、その事業年度のB種優先配当及び普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して配当する。

(3) 非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金額及び累積未払B種優先配当金額(もしあれば)の合計額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

2. 優先中間配当金

当会社は、2012年4月1日以降、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式の払込金額(1,000,000円。ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に優先配当年率の2分の1を乗じて算出した金額(ただし、1円未満は切り捨て。)の金銭による剰余金の配当(以下「B種優先中間配当」という。)を行う。

3. 残余財産の分配

- (1) 当会社は、残余財産を分配するときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株当たりの残余財産分配価額として、1,000,000円(ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に、残余財産の分配時点における累積未払 B種優先配当金額(もしあれば)の合計額を加えた金額を支払う。B種優先株式と同順位の他の優先株式 その他の証券(以下「同順位証券」という。)が単一又は複数存在し、B種優先株式及び同順位証券の保有者の有する残余財産分配請求権の額の合計額が当会社の残余財産の額を超える場合には、B種優先株式及び同順位証券の保有者に対して支払われる残余財産の分配価額は、その株数及びその払込金額に応じた比例按分の方法により決定する。
- (2) B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

4. 優先順位

- (1) B種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、A種優先株式と同順位とする。
- (2) B種優先株式の残余財産の分配順位は、A種優先株式と同順位とする。

5 議決権

B種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

- 6. 優先株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等
 - (1) 当会社は、法令に定める場合を除き、B種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。
 - (2) 当会社は、B種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

7. 金銭を対価とする取得請求権

(1)取得請求権の内容

B種優先株主は、当会社に対し、2018年3月1日以降いつでも、当会社に対してB種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求(以下「金銭対価取得請求」という。)することができる。当会社は、かかる請求がなされた場合には、当該金銭対価取得請求が効力を生じた日(以下「金銭対価取得請求日」という。)における取得上限額(本7項第(2)号において定義される。)を限度として法令上可能な範囲で、当該金銭対価取得請求日に、B種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに、金銭の交付を行うものとする。この場合において、取得上限額を超えて金銭対価取得請求がなされた場合には、当会社が取得すべきB種優先株式は金銭対価取得請求がなされた株数に応じた比例按分の方法により決定する。

(2)取得価額

金銭対価取得請求が行われた場合におけるB種優先株式1株当たりの取得価額は、1,000,000円(ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に、当該金銭対価取得請求日における累積未払B種優先配当金額(もしあれば)の合計額、及び当該金銭対価取得請求日が属する事業年度末日を基準日とするB種優先配当に係るB種優先配当金額に当該事業年度に属する4月1日(同日を含む。)から当該金銭対価取得請求日(同日を含む。)までの日数を乗じ365で除して算出した額(1円未満は四捨五入。)を加えた金額とする。

「取得上限額」は、金銭対価取得請求がなされた事業年度の直前の事業年度末日(以下「分配可能額計算日」という。)における分配可能額(会社法第461条第2項に定めるものをいう。以下同じ。)を基準とし、当該分配可能額が150億円を超えている場合において、当該分配可能額より150億円を控除した金額から、分配可能額計算日の翌日以降当該金銭対価取得請求日(同日を含まない。)までの間において、(1)当会社株式に対してなされた剰余金の配当、並びに(2)本7項若しくは第8項又はA種優先株式の発行要項に基づいて金銭を対価として取得された、若しくは取得することを当会社取締役会において決議されたA種優先株式及びB種優先株式の取得価額の合計を減じた額とする。ただし、取得上限額がマイナスの場合は0円とする。

(3) 金銭対価取得請求の競合

本7項に基づくB種優先株式の取得並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式及びB種優先株式の取得に必要な金額の合計が、当該日における取得上限額を超える場合、当会社が取得すべき株式は、取得と引換えに金銭を交付することとなる各種優先株式の取得に必要な金額に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得がなされるものとする。

8. 金銭を対価とする取得条項

(1)取得条項の内容

当会社は、2012年4月1日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日(以下「金銭対価強制取得日」という。)の到来をもって、当会社がB種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、当該金銭対価強制取得日における分配可能額を限度として、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して金銭を交付することができる(以下「金銭対価強制取得」という。)。なお、一部取得を行う場合において取得するB種優先株式は、抽選、比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

(2)取得価額

金銭対価強制取得が行われる場合におけるB種優先株式1株当たりの取得価額は、1,000,000円(ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に、当該金銭対価強制取得日が属する事業年度の末日を基準日とするB種優先配当に係るB種優先配当金額に当該事業年度に属する4月1日(同日を含む。)から当該金銭対価強制取得日(同日を含む。)までの日数を乗じ365で除して算出した額(1円未満は四捨五入。)及び当該金銭対価強制取得日における累積未払B種優先配当金額(もしあれば)の合計額を加えた金額とする。

9. 普通株式を対価とする取得請求権

(1)取得請求権の内容

B種優先株主は、2019年3月1日から2029年9月30日までの期間中、本9項第(3)号に定める条件で、当会社がB種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに当会社の普通株式を交付することを請求することができる(以下「株式対価取得請求」という。)。

(2)株式対価取得請求の制限

前号にかかわらず、株式対価取得請求の日(以下「株式対価取得請求日」という。)において、剰余授権株式数(以下に定義される。)が請求対象普通株式総数(以下に定義される。)を下回る場合には、(i)B種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行ったB種優先株式の数に、(ii)剰余授権株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)のB種優先株式についてのみ、当該B種優先株主の株式対価取得請求に基づくB種優先株式の取得の効力が生じるものとし、取得の効力が生じるB種優先株式以外の株式対価取得請求に係るB種優先株式については、株式対価取得請求がなされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得するB種優先株式は、抽選、株式対価取得請求がなされたB種優先株式の数に応じた比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。また、株式対価取得請求に係るB種優先株式を当会社が取得と同時に消却する場合、かかる消却による発行済株式総数の減少を考慮して、取得の効力が生じるB種優先株式の数を決する。

「剰余授権株式数」とは、(i)当該株式対価取得請求日における定款に定める当会社の発行可能株式総数より、(ii)①当該株式対価取得請求日における発行済株式の総数(自己株式を除く。)、及び②当該株式対価取得請求日に発行されている新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。ただし、当該株式対価取得請求日において行使することができる期間の初日が到来していないものを除く。)の全てが行使されたものとみなした場合に発行されるべき株式の数の合計数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、B種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行ったB種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を、当該株式対価取得請求日における下記9項第(3)号に定める転換価額で除して算出される数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)の総数をいう。

(3)株式対価取得請求により交付する普通株式数の算定方法

上記9項第(1)号の株式対価取得請求に基づき当会社がB種優先株式の取得と引換えにB種優先株主に対し交付すべき当会社の普通株式数は、当該B種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を、本号に定める転換価額で除して算出される数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)とする。なお、B種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従い現金を交付する。

a. 当初転換価額

当初の転換価額は、当会社と株式会社CSKの間で平成23年2月24日に締結された合併契約に基づく合併の効力発生日の直前に有効な株式会社CSK発行にかかるB種優先株式の転換価額の転換価額を0.24で除したことにより算出される値に相当する額(ただし、当該値の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。)とする。

b. 転換価額の修正

転換価額は、2020年3月1日から2029年9月30日までの期間中、毎年3月1日に、当該日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の各取引日の売買高加重平均価格(以下「VWAP価格」という。)として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格(ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWAP価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。)に相当する金額(以下「修正後転換価額」という。)に修正される。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の300%に相当する金額(以下「上限転換価額」という。ただし、下記 c. に定める転換価額の調整が行われた場合には上限転換価額にも必要な調整が行われる。)を上回る場合には、上限転換価額をもって修正後転換価額とし、修正後転換価額が当初転換価額の45%に相当する金額(以下「下限転換価額」という。ただし、下記 c. に定める転換価額の調整が行われた場合には下限転換価額にも必要な調整が行われる。)を下回る場合には、下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

c. 転換価額の調整

i. 転換価額調整式

当会社は、B種優先株式の発行後、下記本号 ii. に掲げる各事由により当会社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。転換価額調整式の計算については、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。

上記転換価額調整式において使用する「時価」は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、下記本号iii. の場合は基準日。)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

上記転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、当該基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社の普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記本号ii. 又は本号iii. に基づき交付株式数とみなされた当会社の普通株式のうち未だ交付されていない当会社の普通株式の株式数を加えた数とする。また、当会社の普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当会社の有する当会社の普通株式に割当てられる当会社の普通株式数を含まないものとする。

ii. 転換価額調整事由

転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、 次に定めるところによる。

(i)上記本号i. に定める時価を下回る払込金額をもって当会社の普通株式を交付する場合(ただし、下記本号(ii)の場合、取得と引換えに当会社の普通株式が交付される証券の取得により当会社の普通株式を交付する場合、当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)の行使により当会社の普通株式を交付する場合又は当会社が存続会社となる合併若しくは完全親会社となる株式交換により当会社の普通株式を交付する場合を除く。)。

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

- (ii)当会社の普通株式の株式分割又は当会社の普通株式の無償割当てをする場合。 調整後の転換価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌日以降、無償割当ての 場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当会社の普通株式の無償 割当てについて、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場 合は、基準日の翌日以降これを適用する。
- (iii)上記本号i. に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)又は上記本号i. に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)を発行する場合。

調整後の転換価額は、取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)又は新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)の全てが当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日)の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

(iv)普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額 を調整する。

調整後転換価額 = 調整前転換価額 × 併合前発行済普通株式数 併合後発行済普通株式数

iii. その他の転換価額の調整

上記本号ii. の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当会社は、当会社 取締役会が判断する合理的な転換価額に調整を行う。

- (i)合併(合併により当会社が消滅する場合を除く。)、株式交換又は会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。
- (ii) その他当会社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- (iii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の 算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- iv. 転換価額による調整を行わない場合

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、かかる調整後転換価額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合の転換価額調整式において調整前転換価額とする。

v. 転換価額の調整が行われる場合には、当会社は、関連事項決定後直ちに、B種優先株主又はB種優 先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の転換価額、適用の日及びその他の必 要事項を通知しなければならない。

(4)株式対価取得請求の競合

本9項に基づくB種優先株式の株式対価取得請求日にB種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数、並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式及びB種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数の合計数が剰余授権株式数を上回る場合には、取得と引換えに当会社の発行が予定されている普通株式の株数に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

10. 普通株式を対価とする取得条項

(1)取得条項の内容

当会社は、2029年10月1日以降の日で、当会社が別途取締役会の決議で定める一定の日(以下「株式対価強制取得日」という。)に、交付する当会社の普通株式の数が当該株式対価強制取得日における剰余授権株式数を超えない限度で、当会社の普通株式を交付するのと引換えに、B種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当会社は、B種優先株式の取得と引換えに、当該B種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を、株式対価強制取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の各取引日のVWAP価格として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格(ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWAP価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。この場合、円位未満小数第2位まで算出して小数第2位を四捨五入する。)に相当する金額で除した数の当会社の普通株式を交付する。なお、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に従い現金を交付する。

(2)一部強制取得

B種優先株式の一部につき本項に基づく取得を行う場合は、按分比例、抽選その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

11.除斥期間

当会社定款の配当金の除斥期間に関する規定は、B種優先配当及びB種優先中間配当に係る支払いについてこれを準用する。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

- (注) 平成23年10月1日付で合併した株式会社CSKが新株予約権付社債を発行していたため、平成23年10月1日現在での当社の発行済新株予約権付社債として、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(新株予約権の目的となる株式の数:普通株式2,982,022株、新株予約権付社債の残高35,000百万円)が存在しております。
- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年9月30日		54, 291, 447	_	21, 152	_	31, 299

(注) 株式会社CSKを消滅会社、当社を存続会社とする合併に伴い、平成23年10月1日付で株式会社CSKの普通株式1株に対し当社普通株式0.24株を、株式会社CSKのA種優先株式1株に対して当社A種優先株式1株 を、株式会社CSKのB種優先株式1株に対して当社B種優先株式1株を、株式会社CSKのE種優先株式1株に対して当社普通株式2,400株を割り当てしております。この割り当てにより発行済株式総数が53,724,956株増加しております。なお、資本金及び資本準備金の増減はありません。

(6) 【大株主の状況】

平成23年9月30日現在

	-		成20十 J 71 00 日 201L
氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
住友商事株式会社	東京都中央区晴海1丁目8番11号	30, 055, 359	55. 36
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1, 920, 500	3. 54
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1, 312, 800	2. 42
住商情報システム従業員持株会 (注) 1	東京都中央区晴海1丁目8番12号	1, 057, 474	1. 95
株式会社アルゴグラフィックス	東京都中央区日本橋箱崎町5番14号	1, 015, 500	1.87
BNYML-NON TREATY ACCOUNT (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	THE BANK OF NEW YORK MELLON(LUX) S.A 1A, HOEHENHOF L — 1736 SENNINGERBERG (GRAND DUCHY OF LUXEMBOURG) (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号)	753, 800	1.39
NORTHERN TRUST CO. (AVFC)SUB A/C BRITISH CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行東 京支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	583, 200	1.07
HAYAT (常任代理人 株式会社三菱東 京UFJ銀行)	P.O. BOX 2992 RIYADH 11169 KINGDOM OF SAUDI ARABIA (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号)	512, 300	0.94
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区月島4丁目16番13号)	501, 100	0.92
NIPPONVEST (常任代理人 株式会社三菱東 京UFJ銀行)	P.O. BOX 2992 RIYADH 11169 KINGDOM OF SAUDI ARABIA (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号)	490, 000	0.90
計	_	38, 202, 033	70. 36

- (注) 1 平成23年10月1日付で、SCSKグループ従業員持株会に名称の変更されております。
 - 2 上記のほか、当社所有の自己株式4,084,921株(7.52%)があります。
 - 3 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社及びその共同保有者 4 名から、平成23年10月 6 日付で大量保有報告書の写しの送付があり、平成23年 9 月30日現在で以下のとおり株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第 2 四半期会計期間末日における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、当該報告書の内容は下記のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
住友信託銀行株式会社	大阪府大阪市中央区北浜4丁目5 番33号	2, 094, 700	3. 86
中央三井アセット信託銀行株 式会社	東京都港区芝3丁目23番1号	512, 000	0.94
日興アセットマネジメント株 式会社	東京都港区赤坂9丁目7番1号	143, 560	0. 26
The Sumitomo Trust Finance (H.K.) Ltd. (住友信託財務(香港)有限公司)	Suites 704-706,7th Floor, Three Exchange Square, 8 Connaught Place,Central, Hong Kong	137, 800	0. 25

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成23年9月30日現在

			十八八五十 3 71 30 日 2011
区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	_	_	_
議決権制限株式(自己株式等)	_	_	_
議決権制限株式(その他)	_	_	_
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 4,084,900 (相互保有株式) 普通株式 3,300	_	権利内容に何ら限定のない当社にお ける標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 50,101,000	501, 010	同上
単元未満株式	普通株式 102,247	_	同上
発行済株式総数	54, 291, 447	_	_
総株主の議決権	_	501, 010	_

⁽注) 単元未満株式には、当社所有の自己株式21株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 住商情報システム株式会社(注)	東京都中央区晴海 1丁目8番12号	4, 084, 900	_	4, 084, 900	7. 52
(相互保有株式) 株式会社パイオニア・ソフト	福岡県福岡市南区 清水4丁目22番16号	3, 300	_	3, 300	0.01
:i:h	_	4, 088, 200	_	4, 088, 200	7. 53

⁽注) 平成23年10月1日付で、SCSK株式会社へ商号変更しております。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役 専務執行役員	技術担当役員 技術・情報システムグループ長 技術戦略企画室長	油谷 泉	平成23年9月30日
取締役 執行役員	流通・製造ソリューション事業部門 副事業部門長 流通・サービスシステム事業部長	印南 淳	平成23年9月30日
監査役	_	栗山 幸造	平成23年9月30日

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成23年7月1日から平成23年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

無形固定資産合計

投資その他の資産合計

投資その他の資産 投資有価証券

貸倒引当金

その他

固定資産合計

資産合計

前連結会計年度 当第2四半期連結会計期間 (平成23年3月31日) (平成23年9月30日) 資産の部 流動資産 現金及び預金 6,003 1,409 受取手形及び売掛金 29,810 22,057 有価証券 10, 211 12 商品及び製品 2,871 2,544 仕掛品 136 255 原材料及び貯蔵品 17 11 預け金 9,688 24, 526 その他 6, 385 6,949 貸倒引当金 $\triangle 3$ $\triangle 2$ 流動資産合計 65, 122 57, 764 固定資産 有形固定資産 建物及び構築物 (純額) 14, 208 13, 915 十地 14,667 14,667 その他 (純額) 4,003 4,064 32, 647 32,879 有形固定資産合計 無形固定資產 のれん 396 412 その他 5,874 5,884

(単位:百万円)

6, 280

17,641

6, 183

 $\triangle 58$

23, 766

62,694

120, 459

6,286

11, 374

5,759

 $\triangle 138$

16, 995

56, 161

121, 284

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	10, 163	7, 494
未払法人税等	1, 859	1, 384
賞与引当金	1, 829	1, 923
役員賞与引当金	45	18
工事損失引当金	28	3
その他	9, 508	10, 699
流動負債合計	23, 435	21, 522
固定負債		
退職給付引当金	105	103
役員退職慰労引当金	27	27
資産除去債務	887	917
その他	2, 259	1, 865
固定負債合計	3, 280	2, 913
負債合計	26, 715	24, 436
純資産の部		
株主資本		
資本金	21, 152	21, 152
資本剰余金	31, 299	31, 299
利益剰余金	50, 373	52, 703
自己株式	△8, 717	△8, 707
株主資本合計	94, 108	96, 448
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	862	21
繰延ヘッジ損益	△81	△87
為替換算調整勘定	△727	△761
その他の包括利益累計額合計	52	△827
新株予約権	197	199
少数株主持分	209	201
純資産合計	94, 568	96, 022
負債純資産合計	121, 284	120, 459

(単位:百万円)

		(単位:百万円)
	前第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
売上高	62, 618	59, 609
売上原価	49, 081	46, 355
売上総利益	13, 536	13, 254
販売費及び一般管理費	* 11,075	* 11,031
営業利益	2, 461	2, 222
営業外収益		
受取利息	70	51
受取配当金	47	68
持分法による投資利益	51	129
投資事業組合運用益	_	2, 646
その他	45	29
営業外収益合計	215	2, 925
営業外費用		
支払利息	11	10
投資事業組合運用損	48	_
和解金	19	_
為替差損	2	3
その他	6	0
営業外費用合計	89	15
経常利益	2, 587	5, 132
特別利益		
固定資産売却益	0	_
投資有価証券売却益	299	0
会員権売却益	_	0
新株予約権戻入益	5	7
特別利益合計	305	8
特別損失		
固定資産除却損	31	13
固定資産売却損	3	_
会員権売却損	_	0
投資有価証券評価損	_	16
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	40	_
移転関連費用	169	_
合併関連費用		74
特別損失合計	245	104
税金等調整前四半期純利益	2, 647	5, 036
法人税、住民税及び事業税	1, 346	1, 768
法人税等調整額	△217	142
法人税等合計	1, 128	1, 910
少数株主損益調整前四半期純利益	1, 518	3, 126
少数株主損失(△)	<u> </u>	△8
四半期純利益	1, 541	3, 134
— 1 >>>1 orm?		0, 101

(単位:百万円)

		(1 🖾 • 日/4/14/
	前第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	1, 518	3, 126
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△5	△857
繰延ヘッジ損益	△97	△5
為替換算調整勘定	△55	$\triangle 34$
持分法適用会社に対する持分相当額	△2	17
その他の包括利益合計	△160	△880
四半期包括利益	1, 358	2, 245
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1, 381	2, 253
少数株主に係る四半期包括利益	$\triangle 22$	△8

(単位:百万円)

		(単位:白力円
	前第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	2, 647	5, 036
減価償却費	1,670	1, 765
のれん償却額	46	44
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△23	△76
退職給付引当金の増減額(△は減少)	2	$\triangle 2$
本社移転関連費用引当金の増減額(△は減少)	△342	_
前払年金費用の増減額(△は増加)	122	△391
固定資産除却損	31	13
固定資産売却損益(△は益)	3	_
投資有価証券評価損益 (△は益)	_	16
投資有価証券売却損益 (△は益)	△299	\triangle (
持分法による投資損益(△は益)	△51	△129
株式報酬費用	32	19
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	40	_
受取利息及び受取配当金	△118	△119
投資事業組合運用損益 (△は益)	48	$\triangle 2,646$
売上債権の増減額(△は増加)	3, 103	7, 725
たな卸資産の増減額 (△は増加)	1, 130	236
仕入債務の増減額(△は減少)	$\triangle 3,749$	△2, 686
役員賞与の支払額	△78	$\triangle 45$
その他	1, 299	793
小計	5, 518	9, 551
利息及び配当金の受取額	235	232
利息の支払額	△11	△10
法人税等の支払額	△719	$\triangle 2, 135$
営業活動によるキャッシュ・フロー	5,022	7, 638
投資活動によるキャッシュ・フロー		.,
有価証券の売却及び償還による収入	_	
有形固定資産の取得による支出	△2, 215	△766
有形固定資産の売却による収入	0	
無形固定資産の取得による支出	△873	△852
投資有価証券の取得による支出		\triangle 10, 232
投資有価証券の売却及び償還による収入	640	<u></u>
投資事業組合出資金の払戻による収入	——————————————————————————————————————	5, 328
事業譲受による収入	<u> </u>	169
事業譲受による支出	$\triangle 5$	——————————————————————————————————————
敷金及び保証金の差入による支出	△1, 323	△74
敷金及び保証金の回収による収入	21	10
その他	13	80
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△</u> 3, 744	△6, 331

		(1 - 1 74 17
	前第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	△378	△448
自己株式の取得による支出	$\triangle 0$	$\triangle 0$
自己株式の売却による収入	0	0
配当金の支払額	△803	△803
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1, 182	△1, 252
現金及び現金同等物に係る換算差額	△62	△11
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	32	43
現金及び現金同等物の期首残高	26, 202	25, 892
現金及び現金同等物の四半期末残高	* 26, 235	* 25, 935

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

該当事項はありません。

【会計方針の変更等】

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】 該当事項はありません。

【財政状態、経営成績又はキャッシュ・フローの状況に関する事項で、当該企業集団の財政状態、経営成 績及びキャッシュ・フローの状況の判断に影響を与えると認められる重要なもの】 該当事項はありません。

【追加情報】

当第2四半期連結累計期間

平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び 誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に 関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
給与及び賞与	4,534百万円	4,374百万円
福利厚生費	942 "	942 "
設備賃借料	540 <i>"</i>	755 <i>"</i>
減価償却費	533 <i>n</i>	348 "
業務委託費	706 <i>"</i>	681 "
旅費交通費	338 "	311 "
賞与引当金繰入額	764 "	801 "
役員賞与引当金繰入額	16 "	18 "

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

前第2四半期連結累 (自 平成22年4月 至 平成22年9月3	1 日	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)			
現金及び預金勘定 預け金勘定	1,385百万円 24,849 <i>"</i>	現金及び預金勘定 預け金勘定	1,409百万円 24,526 <i>"</i>		
現金及び現金同等物	26, 235 "	現金及び現金同等物	25, 935 "		

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年5月13日 取締役会	普通株式	803	16	平成22年3月31日	平成22年6月11日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年10月28日 取締役会	普通株式	803	16	平成22年9月30日	平成22年12月1日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年5月19日 取締役会	普通株式	803	16	平成23年3月31日	平成23年6月10日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年10月31日 取締役会	普通株式	803	16	平成23年9月30日	平成23年12月1日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第2四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	流通・製造 ソリューション 事業	金融・ERP ソリューション 事業	グローバル ソリューション 事業	プラット フォーム ソリューション 事業	その他	合計	調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
売上高								
(1) 外部顧客への 売上高	16, 980	10, 576	7, 981	23, 920	3, 158	62, 618	_	62, 618
(2) セグメント間の 内部売上高 又は振替高	46	134	58	1, 911	5	2, 156	△2, 156	_
≅ +	17, 026	10, 711	8, 040	25, 832	3, 164	64, 774	△2, 156	62, 618
セグメント利益 又は損失(△)	553	△100	915	1, 440	△82	2, 726	△265	2, 461

- (注) 1 セグメント利益の調整額△265百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用等であります。
 - 2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。
- Ⅱ 当第2四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
 - 1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	流通・製造 ソリューション 事業	金融・ERP ソリューション 事業	グローバル ソリューション 事業	プラット フォーム ソリューション 事業	その他	合計	調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
売上高								
(1) 外部顧客への 売上高	17, 272	9, 337	7, 502	21, 896	3, 601	59, 609	_	59, 609
(2) セグメント間の 内部売上高 又は振替高	614	119	94	2, 013	0	2, 842	△2, 842	_
** -	17, 887	9, 457	7, 596	23, 909	3, 601	62, 452	△2, 842	59, 609
セグメント利益 又は損失(△)	559	△174	903	1, 067	101	2, 457	△235	2, 222

- (注) 1 セグメント利益の調整額△235百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用等であります。
 - 2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。
 - 2. 報告セグメントの変更等に関する事項

第1四半期連結会計期間より、報告セグメントの区分方法を一部変更したことに伴い、前第2四半期連結累計期間についても、変更後の区分方法により作成した報告セグメントごとの売上高及び利益 又は損失の金額を表示しております。

(金融商品関係)

四半期連結財務諸表規則第15条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日と比較して著しい 変動がありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益	30円85銭	62円73銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(百万円)	1,541	3, 134
普通株主に帰属しない金額	_	_
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	1,541	3, 134
普通株式の期中平均株式数(株)	49, 957, 882	49, 962, 023
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	30円80銭	62円60銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	_	_
普通株式増加数(株)	82, 271	105, 998
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結 会計年度末から重要な変動があったものの概要	_	_

(重要な後発事象)

共通支配下の取引等

- 1. 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式及び結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要
 - (1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容
 - ① 結合企業

名称 住商情報システム株式会社 (当社)

事業の内容 情報システムの構築・運用サービスの提供及びパッケージソフトウェ

ア・ハードウェアの販売

② 被結合企業

名称 株式会社CSK

事業の内容 BPO(ビジネス・プロセス・アウトソーシング)事業、ITマネジメント事

業、システム開発事業、プリペイドカード事業、その他の事業

(2) 企業結合目

平成23年10月1日

(3) 企業結合の法的形式及び結合後企業の名称

当社を存続会社、株式会社CSKを消滅会社とする吸収合併であり、結合後企業の名称はSCSK株式会社に商号変更しております。

(4) 取引の目的を含む取引の概要

当社と株式会社CSKは、両社のサービスを統合することにより、システム開発、ITインフラ構築・マネジメント、BPO(ビジネス・プロセス・アウトソーシング)、ITハード・ソフト販売の全てのサービスを提供することが可能となります。

さらに、住友商事株式会社をはじめとする顧客企業の世界各国におけるITシステム・ネットワークをサポートしてきた当社の知見、及びITサービス業界の独立系大手企業として培った株式会社CSKの顧客基盤を組み合わせることにより、フルラインナップのグローバルITサービスカンパニーとして業界の明日を切り拓くリーディングカンパニーへの飛躍を目指し合併いたしました。

なお、平成23年10月1日付で株式会社CSK普通株式1株に対し当社普通株式0.24株の割り当てを実施しておりますが、資本金の増加はありません。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計 基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12 月26日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

2 【その他】

平成23年10月31日開催の取締役会において、平成23年9月30日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

① 配当金の総額

803百万円

② 1株当たりの金額

16円00銭

③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成23年12月1日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年11月10日

S C S K株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 印 俊 哉 森 業務執行社員 指定有限責任社員 公認会計士 杉 崎 友 泰 印 業務執行社員 指定有限責任社員 公認会計士 Ш 本 勝 印 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているSCSK株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成23年7月1日から平成23年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、SCSK株式会社及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出日】 平成23年11月11日

【会社名】 SCSK株式会社

(旧会社名 住商情報システム株式会社)

【英訳名】 SCSK Corporation

(旧英訳名 Sumisho Computer Systems Corporation)

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中 井 戸 信 英

【最高財務責任者の役職氏名】 ー

【本店の所在の場所】 東京都中央区晴海1丁目8番12号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注)当社(旧住商情報システム株式会社)は、平成23年10月1日を合併期日として株式会社CSKと合併し、会社名を「SCSK株式会社」、英訳名を「SCSK Corporation」に変更しております。

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長中井戸信英は、当社の第44期第2四半期(自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。